

3-1. 自転車政策 (走行環境の整備)

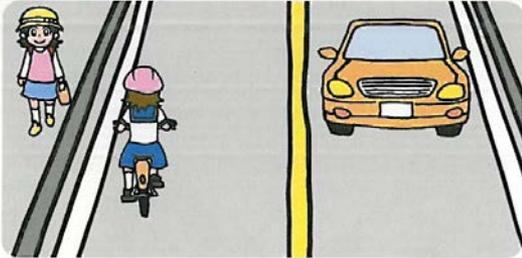


自転車走行空間

●自転車はどこを走ればよいか？

(自転車安全利用五則) 警視庁

1 自転車は車道が原則、歩道は例外



歩道と車道の区別のあるところでは、自転車は車道通行が原則です。

3 歩道では歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行



歩道では、すぐ停止できる速度で、歩行者の通行を妨げてはいけません。

自転車安全利用五則を守りましょう

自転車が歩道を通行できるのは次のとおりです

- 道路標識等で指定された場合
- 運転者が13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、体の不自由な方
- 道路工事や車道が交通混雑で危険な場合



2 車道では左側を通行



右側通行は禁止！

自転車は車道の左端に寄って通行しなければなりません。

4 安全ルールを守る

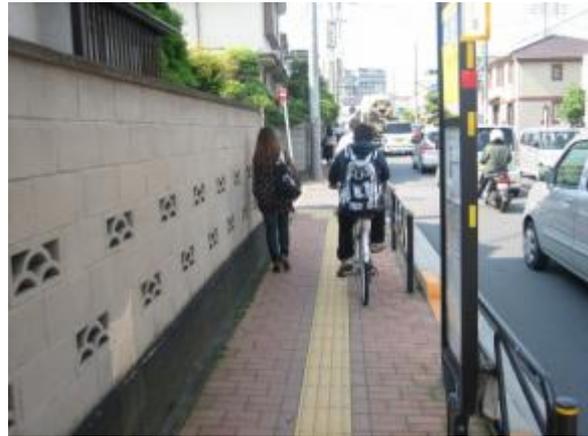


5 子どもはヘルメットを着用

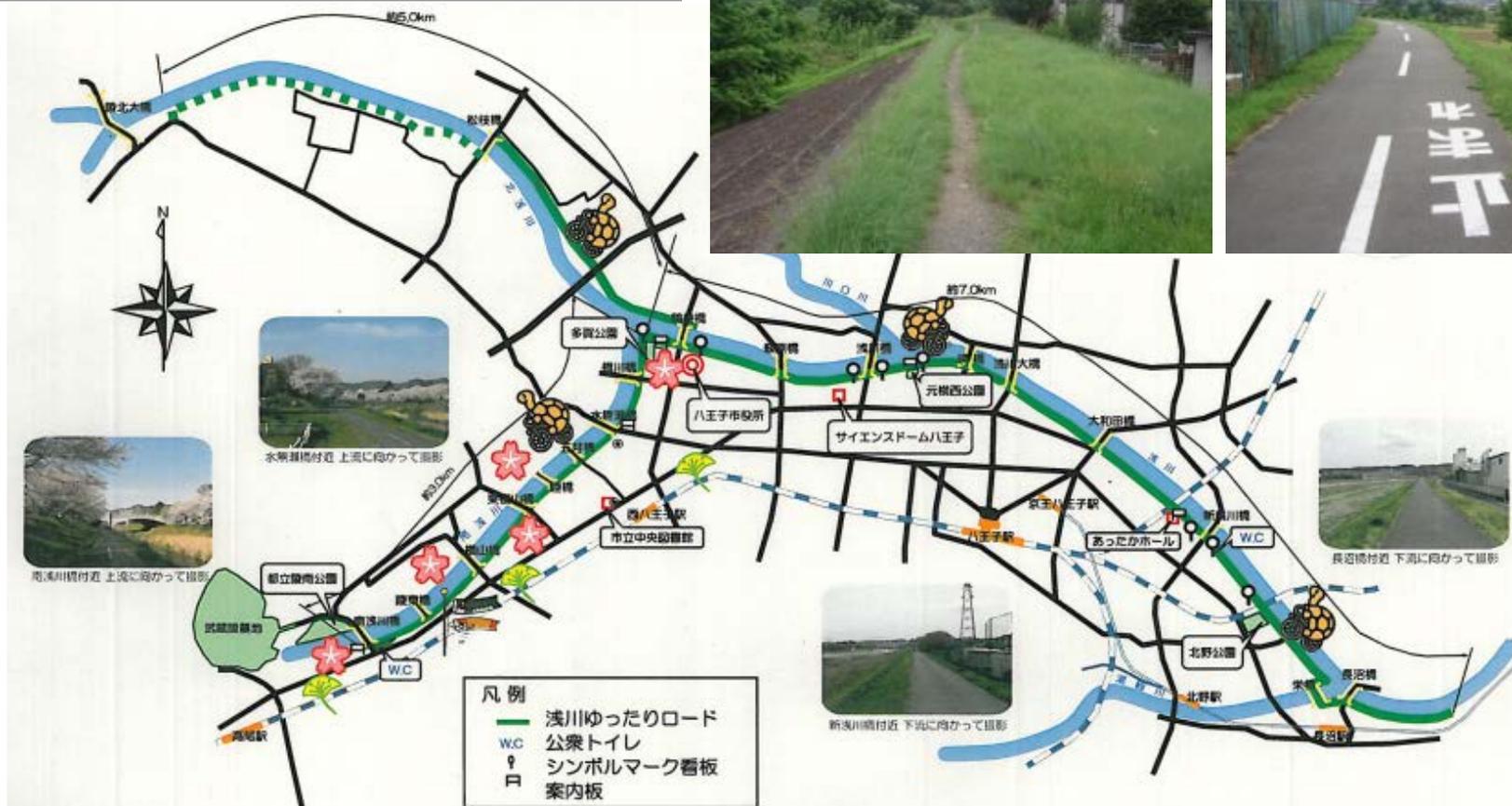
13歳未満の子どもが自転車を運転する場合、又は幼児(6歳未満)を自転車の幼児用座席に乗せる場合、保護者は乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。



あまりよくない例



●浅川ゆったりロード (歩行者自転車道)

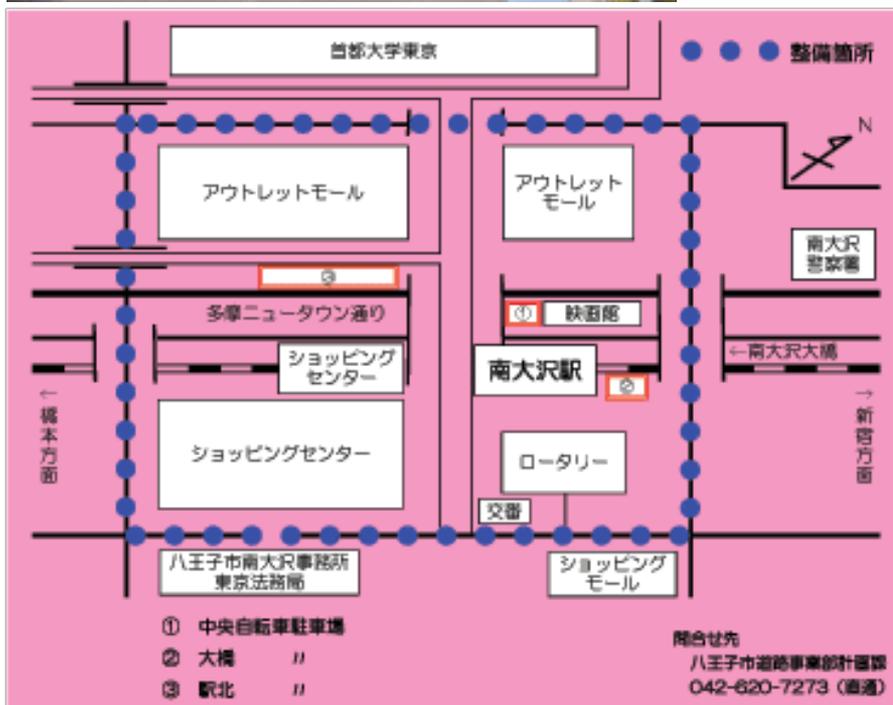


区間	距離	整備年度	
第1ステージ	長沼橋下流～鶴巻橋	約7.2 k m	H15～18年度
第2ステージ	鶴巻橋 ～陵北大橋 (北浅川)	約5.0 k m	H18～21年度
南浅川ルート	鶴巻橋南側～南浅川橋	約3.0 k m	-
ゆったりロード 以外の整備	鶴巻橋～大和田橋の一部	約3.0 k m	H24～H27年度 (予定)



●南大沢駅周辺での社会実験（平成22年～）

・モデル地区による自転車専用レーンの実証実験の実施



- ・ 実験結果から言えること。
沿道店舗の駐車場まち、
荷捌き、不法駐車...

・自転車ナビマークとは

警視庁が導入した法定外の路面標示

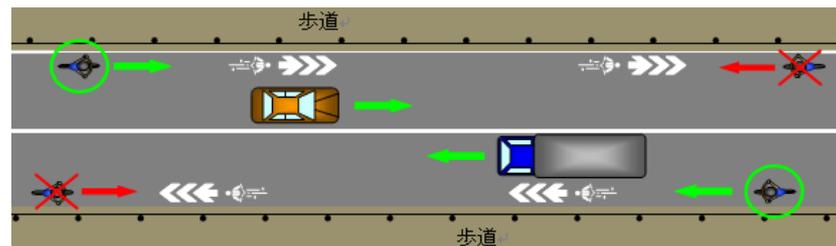
(目的)

- ・自転車に適正な走行を促す
- ・道路の円滑な通行の確保
- ・転車に関わる事故の防止

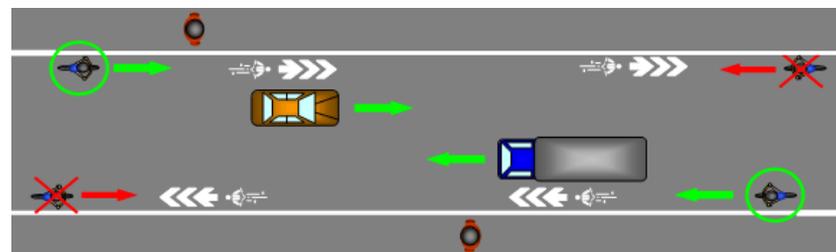
・表示する意味

以下の事柄を示すもので、自転車はナビマークの矢印が示す方向に進行する(逆行はできない)

- ア. 自転車が通行すべき部分
- イ. 自転車が進むべき方向



歩道のある道路の車道部に設置した場合



路側帯のある道路に設置した場合



自転車ナビマーク設置道路



※ 八王子警察署提供
資料より転写

3-1-6000

走行空間整備の課題

- 道路幅員が狭く、走行空間の確保が難しい
(特に中心市街地など)
- これまでの走行空間整備はネットワーク化
されていない
- 駐車・停車車両による自転車走行の阻害
- 自転車駐車場との連携がされていない

3-2. 自転車政策 (放置自転車対策)



●放置自転車とは何か

「自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であって、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。」

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
(昭和55年11月25日法律第87号)



- ・自転車駐車場以外の違法駐車
- ・不法投棄や盗難車

⇒2つの意味は大きく異なる

放置自転車は、「通行の妨げ」、「交通事故の誘発」、「高齢者・障害者の社会参加の妨げ」、「災害時の救急・消防活動の妨げ」、「都市景観の阻害」、「まちなのにぎわいの阻害」などの要因になっている。



●放置される主な原因

① 自転車駐車場があっても、自転車駐車場を使わない場合

(利用料が惜しい、混んでる)

② 近くに自転車駐車場がない場合

(商業施設やバス停の近くなど)

③ 盗難自転車の乗り捨て

(被害者も届出が面倒、防犯登録制度が有効に機能していない?)

●考え方

- 駅周辺の自転車の放置抑制・撤去
- 自転車駐車場へ誘導
- 店舗の自転車は原因者の責任で



▪ 自転車等放置禁止区域

「八王子市自転車等の放置の防止に関する条例」(H3.4.12)制定
→市内11駅周辺の10か所を「自転車等放置禁止区域」に指定

▪ 自転車駐車場の整備

通勤通学等で長時間利用する自転車駐車場に加え、今後は駅周辺での短時間利用者に向けた自転車駐車場の整備が必要

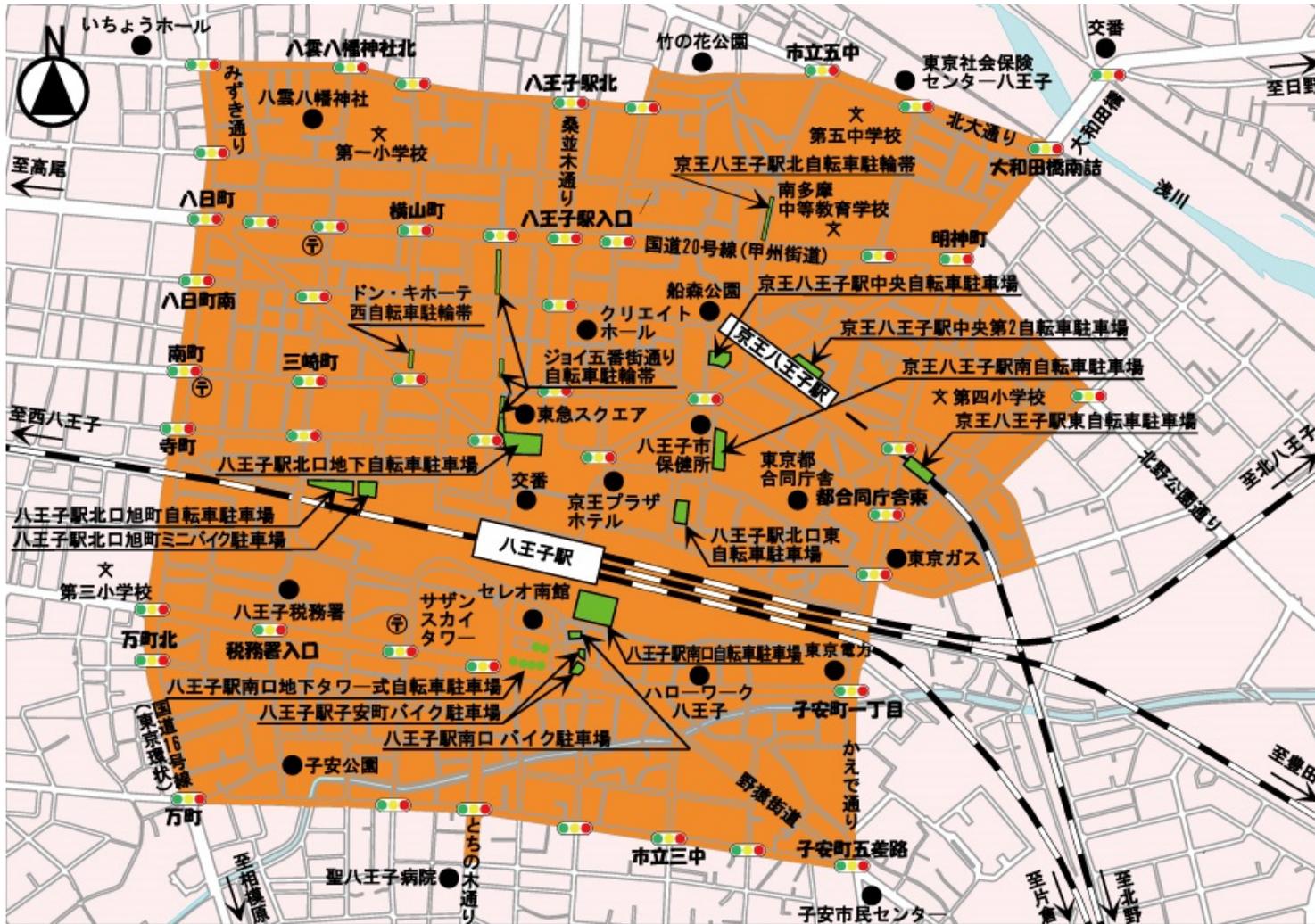
▪ 商店との連携(設置義務)

指定区域内で一定規模以上の小売店、飲食店、遊技場等の特定施設を新築または増築等をしようとする場合、一定台数の自転車駐車場を設置するよう義務付ける。条例(H22.4)改定

● 自転車等放置禁止区域 H3年10月1日施行

整理や即日撤去を実施

(八王子市自転車等の放置の防止に関する条例第8、11条)



全市で10か所
常時巡回

放置自転車撤去・保管・返還の流れ



- ・自転車3,000円
(返還率約5割)
- ・原付 5,000円
(返還率約9割)

撤去

保管

返還

※自転車保管所は檜原町、長沼町、堀之内

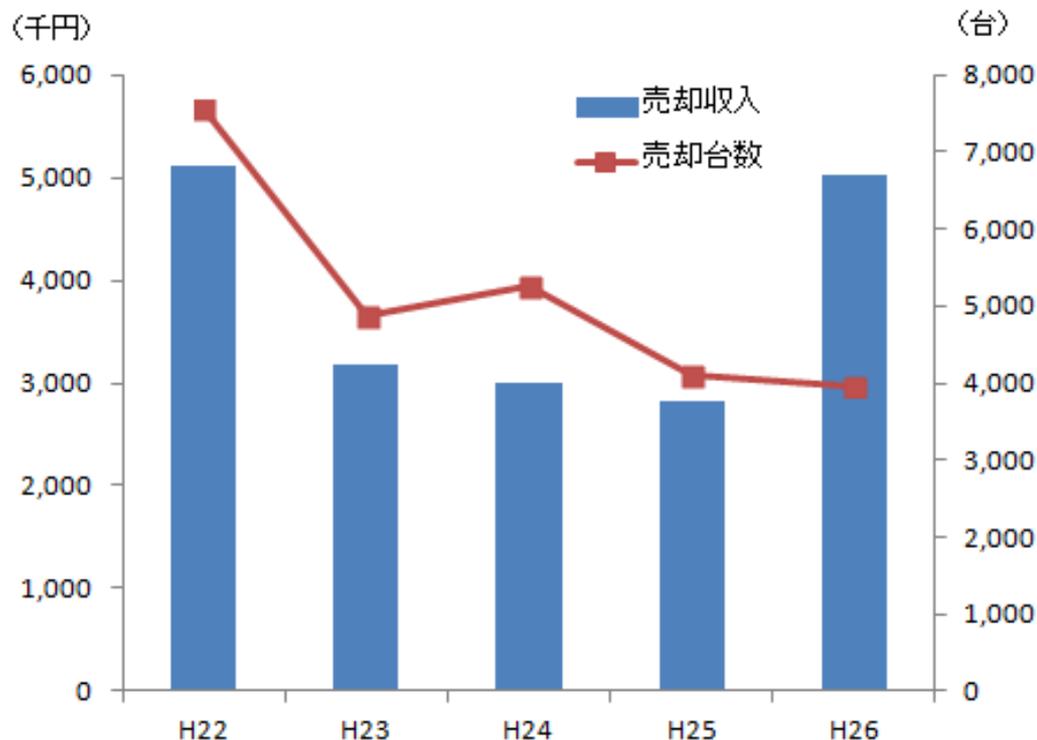
●撤去自転車の利活用

●被災地への提供(平成23年)



実績 : 気仙沼市 50台
山田町 30台
東松島市 25台

●撤去した自転車の売却

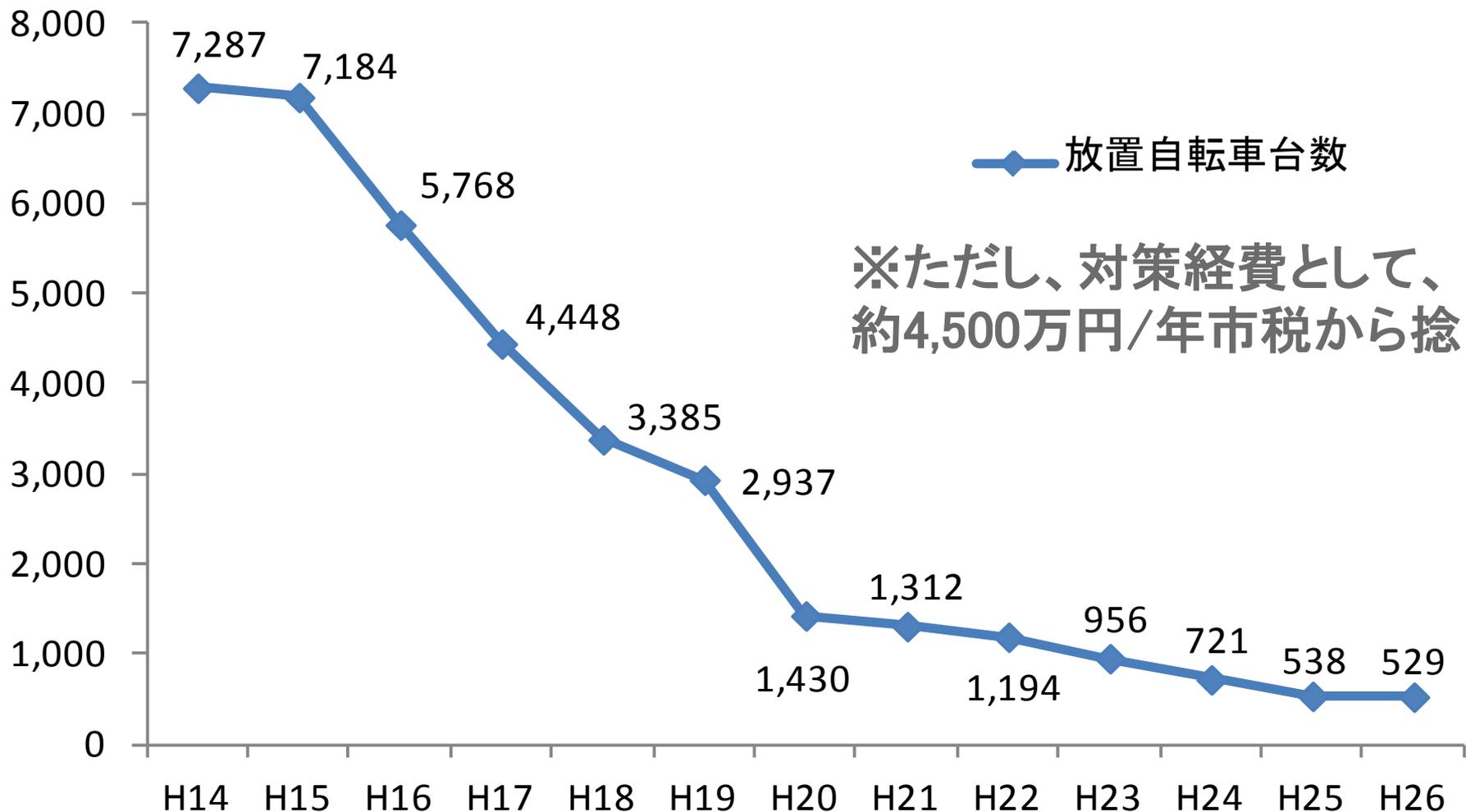


実績(平成26年度)

売却収入 : 約502万円

売却台数 : 3,959台

● 放置自転車数の推移



全駅周辺の放置自転車の推移(台)

※駅周辺の自転車等台数調査の推移(各年10月調査の全駅合計値) 34